

本校独自の学費軽減制度

本校独自の学費軽減制度です。

理学療法学科・歯科衛生学科独自の給付金制度

◆給付金制度

指定校推薦入試またはAO入試（I期）に専願で出願し、入学を確約した者のうち下記の評定平均以上を満たす者の中から成績優秀者を選抜します。

評定平均が4.0以上の者 **10万円**（上限人数あり）

評定平均が3.7以上の者 **5万円**（上限人数あり）

未来への学業継続支援

未来への学業継続支援制度（理学療法学科のみ）

理学療法学科では、学生の皆様が学業を継続し、将来の夢に向かって前進できる制度を設けています。

◆目的

同じ学年にもう一度チャレンジし、学びをさらに深める機会を必要とする学生を対象に、経済的負担を軽減すること目的としています。また授業料の一部を軽減することで、学生の皆様が安心して学業に専念し、知識をより定着させることができる環境を提供します。この支援は、学力向上のために時間をかけてしっかりと準備をしたいと考える学生にとって、大きな助けとなる制度です。

介護福祉士 施設奨学金制度

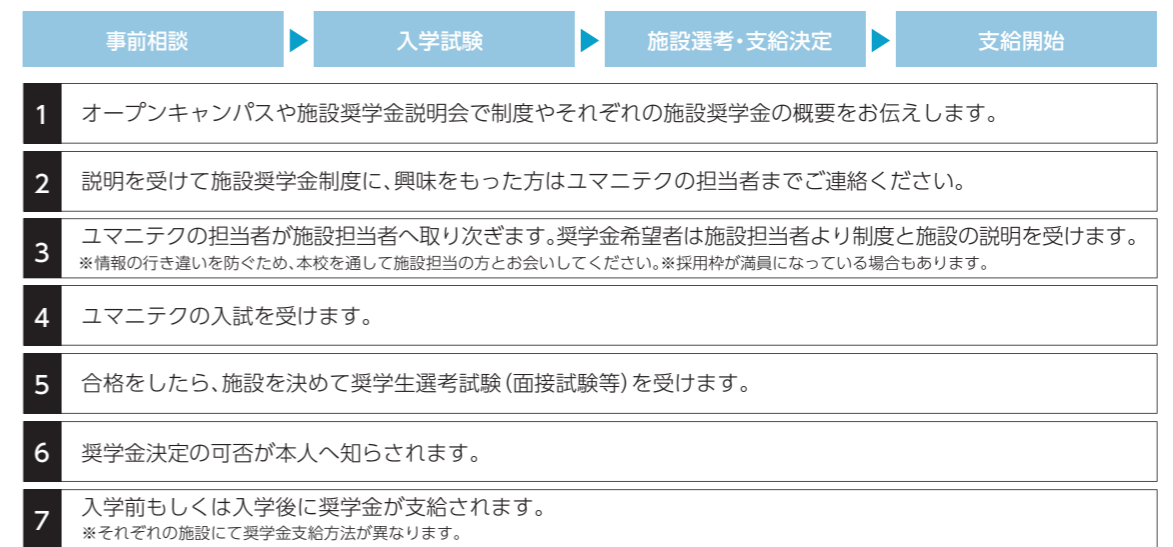
介護福祉士施設奨学金制度とは、ユマニテック医療福祉大学校の関係施設へ将来就職を希望する者に関係施設が奨学金を貸与し、条件を満たせば返済義務を免除される制度です。

◆施設奨学金の基本事項

- 施設奨学金は、本校を卒業後、介護福祉士国家資格を取得し、引き続き奨学金支給施設に一定期間（2年程度）就業することにより返済義務を免除されます。
- 奨学金支給施設に就業後、給料が減らされたり、天引きされることはありません。また、本校在学中は施設業務に就業するなど、施設の拘束を受けることは一切ありません。
- 次のような場合は、受給した奨学金を返済しなければなりません。「本校を途中退学した」「卒業できなかった」「介護福祉士資格を取得できなかった」「施設が定めた一定期間の就業ができなかった」
- 奨学金返還の条件及び施設との取り決めにつきましては、施設と入学生との間で直接取り交わされることとなります。それらの条件及び責任に関して本校は関与いたしません。

※上記の1～4については施設奨学金の基本事項となります。詳しい奨学金規定に関しましては、施設ごとに設けておりますので、詳細は本校発行の資料「施設奨学金の手引き」をご覧くださいか、本校までお問合せください。

介護福祉士施設奨学金制度の流れ



※受験時期によっては施設の選考を先に受けることもあります。

歯科衛生士 専門実践教育訓練給付制度

この制度を利用すると、厚生労働省指定の教育訓練を受講した場合、教育訓練経費の50%（年間上限40万円）にあたる給付を最大3年間受けることができます。さらに資格取得後に就職すれば教育訓練経費の20%（上限48万円）、また就職後賃金が上昇した場合、教育訓練経費の10%（上限24万円）が追加支給されます。

- ◆**対象者の主な条件**
 - ・受講開始日前までに通算して2年以上（原則は3年以上）雇用保険の被保険者であること（初めて教育訓練給付金制度を使用する方対象）
 - ・離職後1年以内での入学であること

- ◆**制度を利用するメリット**
 - ・学費負担が軽減され、安心して学業に専念できます。
 - ・資格取得後の就職支援も充実しています。

- ◆**手続きの流れ**
 1. ハローワークで制度の利用資格を確認
 2. 必要書類を準備して申請
 3. 受講後、修了報告書を提出して給付金を受け取る

詳しくは、最寄りのハローワークまたは当校事務局までお問い合わせください。